

第六十三号議案

東京都海上公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百合子

東京都海上公園条例の一部を改正する条例

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第一百七号）の一部を次のように改正する。

別表第五中

太陽電池発電施設

一平方メートル一月

千二十四円

を

太陽電池発電施設

一平方メートル一月

千二十四円

自転車駐車で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

一平方メートル一月

千二十四円

に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（提案理由）

海上公園の占用料の種別を新設する必要がある。